

資源量調査結果に基づく条例改正案(骨子案)

※ この骨子案では条例に記載する基本的な事項を掲載しております。しかし、規則で規定する予定の事項のうち、今回の骨子案を説明する上で必要な事項に関しては(規則)として記載しております。

1 温泉発電等掘削

温泉発電等の導入又は温泉発電等の調査研究を目的に掘削を行うことを『温泉発電等掘削』とします。

2 アボイドエリアの指定

市長は、別府市地域の温泉資源の持続可能な利活用を図ることを目的として、別府市地域における温泉湧出に関する地熱エネルギーの熱源からの伝播に密接に係る地域のうち温泉発電等掘削の回避が必要と認められる地域(以下「アボイドエリア」とします。)を指定できるものとします。

【指定が想定されるエリア(参考)】

次に掲げる地域(国立公園に指定された地域を除きます。)

- ① 大字南立石のうち山の手風致地区及び鶴見風致地区に属する地域
- ② 大字鶴見のうち鶴見風致地区及び十文字原風致地区に属する地域
- ③ 大字鉄輪のうち十文字原風致地区に属する地域
- ④ 大字野田のうち十文字原風致地区に属する地域

3 アボイドエリアでの温泉発電等掘削に関する掘削前評価

アボイドエリアで温泉発電等掘削を行おうとする事業者は、当該掘削に関する計画等を提出し、市長から評価(以下「掘削前評価」とします。)を受けるものとします。

4 温泉発電等掘削に関する計画等の説明

掘削前評価を受けようとする事業者は、温泉発電等掘削に関する計画等の提出前に、温泉発電等掘削に係る地域(規則)に存在する源泉に係る権利を有する者に対して当該掘削に関する計画等を説明することとします。なお、当該説明は、説明会を必要な回数開催する方法及びその他の方法で行うこととします。

【温泉発電等掘削に係る地域(規則)】

当該掘削を実施する地点から口径の4,000倍の距離までの範囲で海側(東側)に広がるエリア

5 掘削前評価の実施前に行う付近源泉のモニタリング

(1) 掘削前評価の実施前に行う付近源泉のモニタリング

掘削前評価を受けようとする事業者は、「4 温泉発電等掘削に関する計画等の説明」の終了から、市長に当該掘削に関する計画等を提出するまでの間に、当該掘削に係る地域の掘削前の温泉資源の状況を確認する目的で、掘削予定地点の付近源泉2か所を対象に2回モニタリングを行うこととします。

(2) 掘削予定地点の付近源泉2か所の選出

事業者は、市長が定めるエリア(規則)のうち、当該掘削予定地点に近いエリアから順に、各エリアに存在する既存源泉1か所を選び、合計2か所をモニタリングの対象源泉として選出することとします。

この場合において、事業者は、モニタリングの主旨を考慮して対象源泉の選出に努めるものとします。

【市長が定めるエリア(規則)】

- ① 温泉発電等掘削を予定する地点から口径の2,000倍の距離までの範囲(口径が80mmの場合は150mまでの範囲内、口径が80mmを超えて150mmまでの場合には300mまでの範囲内)で海側(東側)に広がるエリア
- ② 温泉発電等掘削を予定する地点から口径の2,000倍の距離から3,000倍の距離までの範囲内(口径が80mmの場合は150mから240mまでの範囲内、口径が80mmを超えて150mmまでの場合には300mから450mまでの範囲内)で海側(東側)に広がるエリア
- ③ 温泉発電等掘削を予定する地点から口径の3,000倍の距離から4,000倍の距離までの範囲内(口径が80mmの場合は240mから320mまでの範囲内、口径が80mmを超えて150mmまでの場合には450mから600mまでの範囲内)で海側(東側)に広がるエリア
- ④ 温泉発電等掘削を予定する地点から口径の4,000倍の距離を越える範囲(口径が80mmの場合は320mを越える範囲、口径が80mmを超えて150mmまでの場合には600mを越える範囲)で海側(東側)に広がるエリア
- ⑤ ①から④で既存源泉が当てはまらない場合にはその他のエリア

6 掘削前評価の実施

(1) 温泉発電等掘削に関する計画等の提出

掘削前評価を受けようとする事業者は、市長に温泉発電等掘削に関する計画等(規則)を提出するものとします。

【温泉発電等掘削に関する計画等(規則)】 ※正本1部、副本11部

- ① 温泉発電等掘削計画届出書
- ② 添付書類
 - ア 地熱構造モデル図又は地熱流体流動モデル図
 - イ 温泉発電等掘削の計画(発電事業、資金調達、熱排水及び還元井の計画を含む)
 - ウ 掘削予定の熱源及び掘削予定地点の付近源泉のモニタリング計画書(対象付近源泉の台帳の写し及び実施したモニタリング結果を添付)
 - エ 掘削予定地域の地熱資源量調査結果(地質調査、地化学調査、物理探査等)
 - オ(「4 温泉発電等掘削の計画等に関する説明」に対する)説明会等実施調書
 - カ 付近見取図
 - キ 温泉発電等掘削の権利を有することを証明する書類等(登記事項証明書、掘削権を認める契約書等の写し)
 - ク その他市長が必要と認める書類

(2) 温泉発電等対策審議会での審査

市長は、事業者から温泉発電等掘削に関する計画等の提出があった場合は、当該事業者（以下「掘削前評価事業者」とします。）から提出された計画等について、温泉発電等対策審議会に諮問します。

(3) 市長からの意見の通知

温泉発電等対策審議会は、諮問事項の審査を終えたときは、市長に答申を行います。市長は、答申を受けて、掘削前評価事業者に対して意見を通知します。

(4) 掘削前評価事業者が行う他の関係法令の手続

掘削前評価事業者は、市長から意見を受けた後に次の手続を行うこととします。

- ① 温泉掘削等の許可を得るための大分県知事への許可申請
- ② 固定価格買取制度に基づく事業認定を得るための経済産業大臣への申請
- ③ 温泉発電等の導入に関する市長への事前協議の申出

(参考) ①の手続において、大分県知事から市長に意見を求められた場合には、市長は、温泉発電等対策審議会の答申を基に意見を述べることとします。

7 温泉発電等掘削の終了以降に必要な源泉のモニタリング

- ① 掘削前評価事業者は、温泉発電等掘削に係る源泉及び掘削前評価の前にモニタリングを行った付近源泉2か所を対象に、当該掘削終了の6か月後、1年後、以後1年ごとにモニタリングを実施するものとします。
- ② 当該モニタリングを実施した場合には市長に報告するものとします。

8 掘削前評価を受けた温泉発電等の導入に関する事前協議等の取り扱い

- ① 掘削前評価を受けた後に、温泉発電等の導入に関する事前協議を行う場合には、当該導入事業者は、掘削前評価での市長の意見を踏まえて手続を進めるものとします。
- ② ①の事前協議の手続で温泉発電等の導入に関する説明を行う場合には、「4 温泉発電等掘削に関する計画等の説明」の対象者に対しても説明を行うこととします。
- ③ 従前の条例に基づくモニタリングと「7 温泉発電等掘削の終了以降に必要な源泉のモニタリング」が重複する場合には、従前の条例に基づくモニタリングを省略できることとします。

9 掘削前評価終了後の温泉発電等掘削の計画変更

(1) 再度の掘削前評価を必要とする変更

市長が掘削前評価で意見を通知した案件に関して、温泉発電等掘削の位置、口径及び深度の増加を行おうとする場合には、再度、掘削前評価を受けるものとします。なお、市長から通知された意見に沿った変更である場合には、その手続の全部又は一部を省略することができるものとします。

(2) 掘削前評価事業者による市長への変更の届出

掘削前評価事業者は、(1)以外の変更を行う場合には、市長に変更の届出を行うものとします。この場合に、市長は、必要に応じて温泉発電等対策審議会に対して報告を行うものとします。

なお、変更の届出を行う掘削前評価事業者は、変更前の「4 温泉発電等掘削に関する計画等の説明」の対象者に対して変更事項の説明を行うこととします。

【審議会に報告を行う変更の例（参考）】

温泉発電等掘削に関する事業体制の変更、発電事業及び資金調達の計画、モニタリング対象源泉の変更など

10 アボイドエリア内の既存源泉を活用して温泉発電等の導入を行う場合の対応

(1) 事前協議事項の通知における追加措置

導入事業者が、アボイドエリア内の既存源泉を活用して温泉発電等の導入を図る場合には、市長は、事前協議事項通知書に次の事項の全部又は一部を追加して通知することとします。

- ① 当該源泉に関する地熱資源量の調査
- ② 「7 温泉発電等掘削の終了以降に実施が必要な源泉のモニタリング」の例によるモニタリング計画の策定
- ③ 「4 温泉発電等掘削に関する計画等の説明」の対象者と同じ範囲の関係者に対する説明

(2) 温泉発電等対策審議会への報告

導入事業者からの事前協議完了の報告において、(1)の①に関する資料が提出された場合には、市長は、当該資料を温泉発電等対策審議会に報告することとします。

11 経過措置

改正条例の施行日時点での事前協議の進捗状況等により経過措置を設けることとします。

アボイドエリア想定図

